

イノベーション多摩支援事業に係る
WEBサイトにおける「イチオシ企業インタビュー」記事・動画作成業務委託
仕様書

1 企画内容

イノベーション多摩支援事業のWEBサイト上で、多摩地域を代表するものづくり企業の技術・製品等について紹介を行う。

<https://www.technology-tama.jp/interview>

2 取材対象

広域多摩イノベーションプラットフォーム事業またはイノベーション多摩支援事業を利用したことのある、多摩地域に所在する中小企業

3 委託内容

(1) 取材全般

- ・ 公社が指定する都内中小企業への訪問、取材（1回3時間程度）
- ・ 取材本数は、年間7本とする
- ・ 取材対象企業に関する事前の情報共有・取材方針の打ち合わせについては、原則として、メールまたは電話で行うこととするが、初回の取材など場合によって公社で行う事前打ち合わせに参加すること
- ・ 取材対象企業の決定や、校正や確認などに係る取材対象企業とのやり取りは公社で行う

(2) 記事作成

- ・ 取材には簡易な撮影（写真5枚）を含む
- ・ 記事作成は1本につき2,400字程度とする
- ・ 取材後1週間以内に初校（Wordファイル）、写真5枚（Jpeg）を納品すること
- ・ インタビュー記事の校正は2回を目安とする
- ・ Wordpressに投稿準備として下書き保存することで、最終納品とする

(3) 動画作成

- ・ 各社の技術・製品の概要やポイント、工場や機械設備、社長メッセージの撮影
- ・ 編集では、字幕及びBGMを挿入すること。字幕は取材原稿をベースとする。BGMは下記「BGM仕様」を踏まえたものを使用すること
- ・ 必要に応じて、静止画等を組み合わせて構成すること
- ・ 映像は、90秒～120秒程度にまとめること
- ・ 撮影後1ヶ月以内に動画データを初稿としてYoutubeにテストアップ（限定公開）して納品すること
- ・ 動画データの校正は2回を目安とする

- ・動画データ (wmv もしくは mp4 形式のデータ) 及びサムネイル用のキャプチャ画像データ (Jpeg) 1 枚を GoogleDrive の共有フォルダに格納することで、最終納品とする

【BGM 仕様】

- ・公開を前提とした動画制作物で使用する音楽ライセンスについて、適正な手続きを経て権利を取得した BGM であること
- ・BGM を含む動画をイチオシ企業インタビュー取材企業が展示会、自社 HP 等の広報で使用することが可能であること
- ・紹介企業の動画の魅力を引き立てる BGM であること
- ・取材企業 1 社につき 1 曲を重複しないように準備すること

(4) ディレクション・管理

- ・記事作成及び動画作成にあたっては、インタビュアー、カメラマン及び出演者に対し現場で演出に関する指示を行うディレクションを実施すること
- ・ディレクターはインタビュアー及びカメラマンの管理を行い、編集を統括し、記事及び動画の内容や表現の整合性を取ることに
- ・ディレクターがインタビュアーまたはカメラマンを兼務することは可とする

4 履行期間

令和 2 年 4 月 1 日 (水) から令和 3 年 3 月 31 日 (水) まで

5 契約上の注意点

(1) 暴力団排除に関する特約事項

- ・別紙 1 「暴力団等排除に関する特約条項」のとおり

(2) 契約案件の公表

- ・公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約 (官公庁との契約や競争入札に適さない契約等) のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。
- ・公表項目
契約方法 (競争・独占・緊急・少額または特定の区分別)、契約種別 (工事・委託・物品等の区分別)、契約相手方の名称、契約金額
- ・公表時期及び手法
決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当会社ホームページ及び閲覧により公表いたします。なお、公表の趣旨にご理解いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

(3) 個人情報等に関する取扱い

- ・別紙2「個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書」のとおり

(4) 著作権等について

- ・受託者は、デザイン・レイアウト等の著作物に関するすべての著作権（著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物に関する原作者の権利）を含む）を、デザイン・レイアウト等の納品時に公社に譲渡すること。また、公社及び公社が指定した者に対し、著作権者人格権は行使しないものとする
- ・当該デザイン・レイアウト等は、国内外における第三者の産業財産権、著作権、不正競争防止法及びその他の関係法令に抵触しないこと
- ・上記譲渡及び不行使の対価は契約金額に含まれる。

(5) その他

- ・常に、最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること
- ・公社が提供する写真等の素材は、本件以外に使用しないこと
- ・受託者は動画を制作するにあたり、非独占的使用権の素材及び音楽を利用することを可とする
- ・受託者は公社に対して、公社が本契約に基づき、本著作権の譲渡登録をするにあたって、登録手続きに必要な書類の作成及び資料の提供に協力すること
- ・受託者は公社に対し、制作した動画が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものではなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証すること
- ・受託者は、公社からの求めがあった際には、映像制作にあたって発注した下請け業者及び素材の作成を依頼した作家、使用した非独占的使用権の素材並びに音楽の契約書又は利用規約を提示しなければならない
- ・制作した動画の著作権譲渡の対価は本件に含まれるものとする
- ・その他詳細や疑義が生じたときは、公社職員と協議の上、決定すること
- ・仕様書に記載のない不明な点等は公社担当者との協議による

6 支払条件

月末締めで、検品検査完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内とする。

7 問い合わせ

公益財団法人東京都中小企業振興公社

総合支援部 多摩支社

〒196-0033

東京都昭島市東町3-6-1

TEL 042-500-3901